

日本語版

日本の信用保証制度 2026年

信用保証協会

信用保証協会事業の基本理念

昭和43年4月制定
平成3年5月改定

「信用保証協会は、

- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する」

— 目 次 —

1. 信用保証協会の目的	2
2. 歩み	2
3. 最近の動き	4
4. 信用補完制度の仕組み	5
(1) 信用保証の仕組み	6
(2) 信用保険の仕組み	7
(3) 信用保証の対象となる中小企業・小規模事業者	7
(4) 保証限度額	8
(5) 信用保証料	8
(6) 責任共有制度	9
(7) CRD 協会とは	10
5. 信用保証協会の概要	11
6. 信用補完制度に対する財政支援	13
7. 事業概況	14
8. 全国信用保証協会連合会の概要	15
9. 資料	18

1. 信用保証協会の目的

「信用保証協会」は、中小企業・小規模事業者が金融機関から事業に必要な資金を借りる際に、その保証人となって、資金が借りやすくなるようサポートする公的機関である。

中小企業・小規模事業者は、わが国の経済の上で重要な役割を果たしている。信用保証制度は、物的担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者の信用力を補完することにより、民間金融機関の資金を中小企業・小規模事業者へ導き、中小企業金融の円滑化を図るものである。

わが国の信用保証制度の特徴は、主に地方公共団体の財政援助のもとに設立された信用保証協会が行う信用保証制度と、国が出資する日本政策金融公庫が行う信用保険制度が結合した制度（信用補完制度）となっていることである。

2. 歩み

信用保証制度は、1937年（昭和12年）の東京信用保証協会の設立にはじまったが、戦前は、信用保証協会の設立も3協会にとどまった。しかし、戦後、経済復興施策の一環として信用保証制度の活用が図られ、各地方公共団体の財政援助のもとに、全国各地に信用保証協会が設立された。

現在の信用保証協会は、信用保証協会法に基づき設立された法人であり、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化を図ることを目的として、極めて重要な役割を果たしている。信用保証協会は、もともと、民法上の財団法人あるいは社団法人として設立されていたが、その業務拡大に伴いその機能を十分発揮するために、信用保証協会法が制定され、また、その後設立された中小企業信用保険公庫（現日本政策金融公庫）が行う信用保険が信用保証協会のリスクを分担し、信用補完制度として発展してきたものである。

なお、信用保証協会は、現在、各都道府県および横浜、川崎、名古屋、岐阜の各市に51協会がある。その債務残高は2025年度（令和7年度）末現在、約33兆円となっている。

沿 革

1937年 8 月	わが国初の信用保証協会である(社)東京信用保証協会設立（登記）
1948年 8 月	中小企業金融対策大綱（信用保証制度の活用）閣議決定
1950年12月	中小企業信用保険法公布・施行（信用保険制度創設）
1951年 1 月	全国信用保証協会協議会創立（1955年に(社)全国信用保証協会連合会に改組）
1953年 8 月	信用保証協会法公布・施行
1958年 7 月	中小企業信用保険公庫設立（国の中小企業信用保険特別会計に代わり信用保険を行う新しい機関として設立。現日本政策金融公庫）
1963年 7 月	中小企業基本法公布・施行
2006年 4 月	信用保証料の弾力化実施
2007年10月	責任共有制度導入
2008年 9 月	信用保証協会法改正 ○信用保証協会業務（保証先が発行する新株予約権の引受け、求償権先に対する債権の譲受け、再生ファンドへの出資）の追加 ○保証業務支援機関に関する規定の創設
2008年11月	全国信用保証協会連合会が保証業務支援機関に指定
2012年12月	「中小企業支援ネットワーク」構築
2013年 4 月	全国信用保証協会連合会が一般社団法人へ移行
2015年10月	N P O 法人の保証対象化
2018年 4 月	信用保証協会法改正 ○信用保証協会と金融機関の連携、経営支援業務の追加等

3. 最近の動き

(1) 「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」、「強い経済」を実現する総合経済対策」の公表

2025年（令和7年）3月に「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」（経済産業省・金融庁・財務省）が公表され、信用保証協会や民間金融機関等は、経営悪化の予兆を検知した場合における関係者間での情報共有・連携を含めた予兆管理体制を構築し、適時性のあるモニタリングを通じた中小企業の経営力の強化に取り組むことが求められた。

また、2025年（令和7年）11月に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策により、協調支援型の信用保証制度の活用促進に加え、地域金融機関・信用保証協会・土業等で連携した予兆管理を強化するための保証制度の新設及び事業再生計画実施関連保証等の活用を促進すること等の施策が示された。

(2) モニタリング強化型特別保証制度の創設

認定経営革新等支援機関と連携して、月次で中小企業・小規模事業者の財務状況や資金繰り状況等を把握し、金融機関及び信用保証協会に経営状況等を報告することを条件に、中小企業・小規模事業者の経営状況の変化の予兆を早期に把握し、必要な事業者支援につなげることを目的とした時限的な保証制度である「モニタリング強化型特別保証制度」が2026年（令和8年）3月に創設された。

(3) 信用保証協会電子受付システムの利用拡大

保証業務に係る事務手続きを電子化・効率化し、融資実行までのリードタイムを短縮することを目的として開発した信用保証業務の電子化に係るプラットフォーム「信用保証協会電子受付システム」について、2022年度（令和4年度）の稼働開始以降順調に利用を拡大し、2025年（令和7年）2月に全協会でも取り扱いを開始した。

(4) 相次ぐ自然災害における被災事業者への対応

各地で相次いだ大雨や大雪、林野火災等の自然災害に関して、政府はセーフティネット保証4号（突発的災害（自然災害等））を発動する等、速やかに金融支援を講じた。また、能登半島における地震及び大雨災害を受けた中小企業・小規模事業者を支援するため、同被害を受けたことに伴う利用に係る「伴走支援型特別保証制度」の取扱期間を2026年（令和8年）9月末まで延長した。

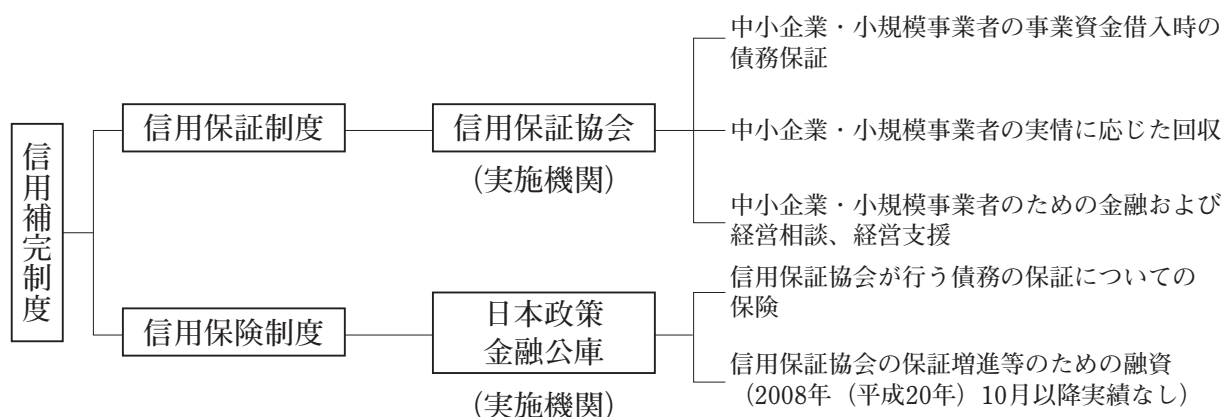
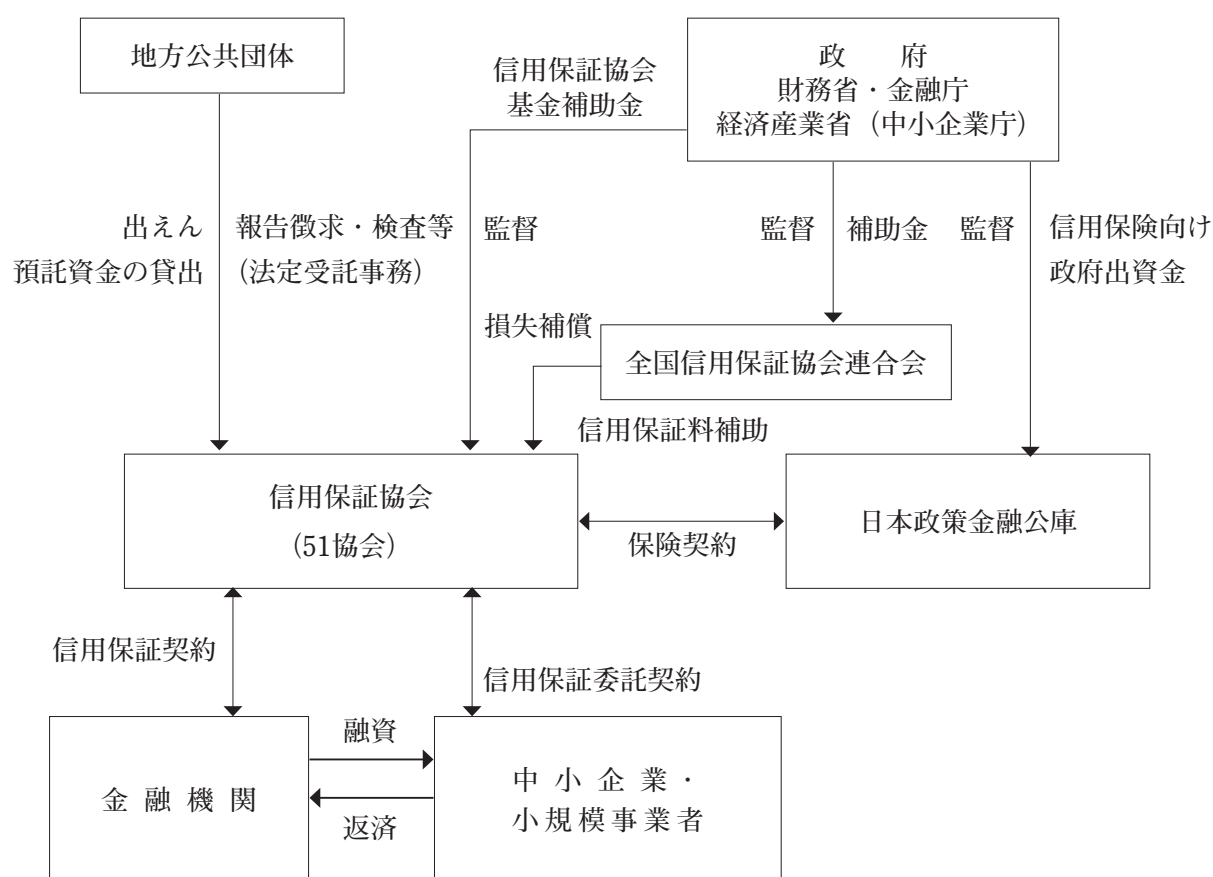
さらに、東日本大震災による直接または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした「東日本大震災復興緊急保証」のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者に係るものの適用期限を2027年（令和9年）3月末まで延長した。

信用保証協会はこれらの保証制度を積極的に活用するとともに、保証付融資の条件変更にも柔軟に対応するなど、被災事業者へ積極的に金融支援を行うセーフティネット機能を果たし、被災地の一刻も早い復旧・復興に貢献するべく取り組んだ。

4. 信用補完制度の仕組み

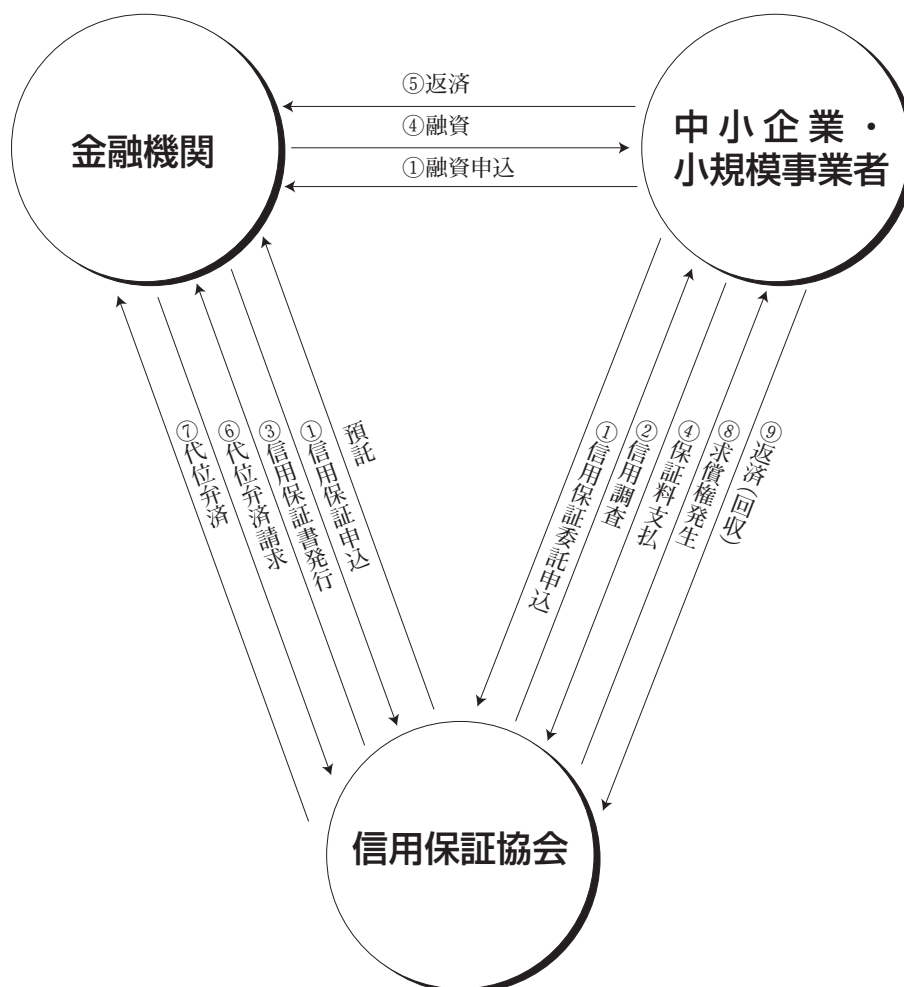
わが国の信用保証制度の特徴は、①信用保証協会が金融機関に対して、中小企業・小規模事業者の債務を保証する「信用保証」機能と、②これを国の出資による日本政策金融公庫が再保険する「信用保険」機能が、連結した制度として運営されているところにある。この一体化された仕組みを「信用補完制度」と呼んでいる。

この制度の関係を図に表すと次のようになる。



(1) 信用保証の仕組み

保証の申し込みから保証書発行、融資実行、代位弁済、回収に至る業務の流れを図に示すと次のようになる。



- ① 中小企業・小規模事業者が信用保証協会に保証の申し込みをする方法には、金融機関を経由する方法と信用保証協会に直接申し込む方法がある。
- ② 信用保証協会は、申し込み中小企業・小規模事業者の信用調査を行う。
- ③ 信用保証協会が審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行する。なお、信用保証協会に信用保証の委託申し込みがあったものは、金融機関に融資を斡旋し、その承諾後に信用保証書を発行する。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業・小規模事業者に融資を行う。この際、中小企業・小規模事業者は信用保証協会に対して所定の信用保証料を支払う。
- ⑤ 中小企業・小規模事業者は、返済条件に従って金融機関に返済を行う。
- ⑥ 中小企業・小規模事業者が諸事情によって、借入金の返済期限にその全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行う。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業・小規模事業者に代わって、その金額を支払う。
- ⑧ 信用保証協会は、代位弁済によって、中小企業・小規模事業者に対し求償権を取得する。
- ⑨ 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の立ち直りを支援しつつ、中小企業・小規模事業者から求償権に基づく回収を行う。

(2) 信用保険の仕組み

信用保証協会が中小企業・小規模事業者の保証委託申込に応じて保証を承諾し、金融機関から融資が実行されると、中小企業・小規模事業者の資格、借入金の使途、保証金額等一定の要件を備えた保証については、中小企業信用保険法に基づく信用保険に付保する仕組みになっている。この場合、信用保証協会は、保険の種類ごとに定められた保険料を支払うことになっている。

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者が、所定期限までに金融機関へ借入金の返済を行わない場合、その事実が金融機関から信用保証協会に通知され、信用保証協会は中小企業・小規模事業者に代わって金融機関に弁済する。

この代位弁済額の70～90%を保険金として日本政策金融公庫から信用保証協会が受領する。

なお、信用保証協会は、保険関係が成立した保証に基づき中小企業者に代わって弁済をした場合には、その求償に努めなければならないとされている（中小企業信用保険法第7条）。

また、保険金の支払を受けた信用保証協会は、その支払の請求をした後、中小企業者に対する求償権を行使して取得した額に、支払を受けた保険金の額の回収後残額に対する割合を乗じて得た額を日本政策金融公庫に納付しなければならないとされている（同法第8条）。

(3) 信用保証の対象となる中小企業・小規模事業者

信用保証協会は、保証を利用できる中小企業・小規模事業者の範囲を次のとおりとしている。

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が、次の表に該当していれば利用できる（一部特例業種は除く）。

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 等	3 億円以下	300人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	——	300人以下

保証対象業種は、中小企業信用保険法施行令に基づく業種を基準にしている。

農業、林業、漁業、金融・保険業等は対象外となっている。

(4) 保証限度額

中小企業・小規模事業者に対する保証金額の最高限度は、次のとおりである。

	個人／法人	協同組合等
普通保証	2億円	4億円
無担保保証	8,000万円	8,000万円
社債保証	4億5,000万円	——

(注) これ以外に、別枠として政府の施策による特別保証制度が各種用意されており、各々に最高限度額が設けられている。

(5) 信用保証料

信用保証料は、信用保証委託に応ずることの対価として、中小企業・小規模事業者から信用保証協会へ支払われるもので、信用保険の保険料、代位弁済に伴う損失の補填、経費等制度運営上必要な費用に充当されている。

この保証料率は、CRD（中小企業信用リスクデータベース）を活用し、中小企業・小規模事業者の決算書を基に財務面の評価を行い、その結果に個々の中小企業・小規模事業者の定性要因（財務以外の要素）を加味して、9段階に区分された保証料率から決定することとなっている。なお、2007年に導入された責任共有制度により、責任共有制度対象と対象外では保証料率が区分されている。

【保証料率区分】

(単位：年率%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1) 特殊保証とは、手形等割引根保証、当座貸越根保証、事業者カードローンを指す。

(注2) 特別な保険を利用する保証制度や全国統一の保証料率が既定されている保証制度等については、別に定める保証料率となる。

(6) 責任共有制度

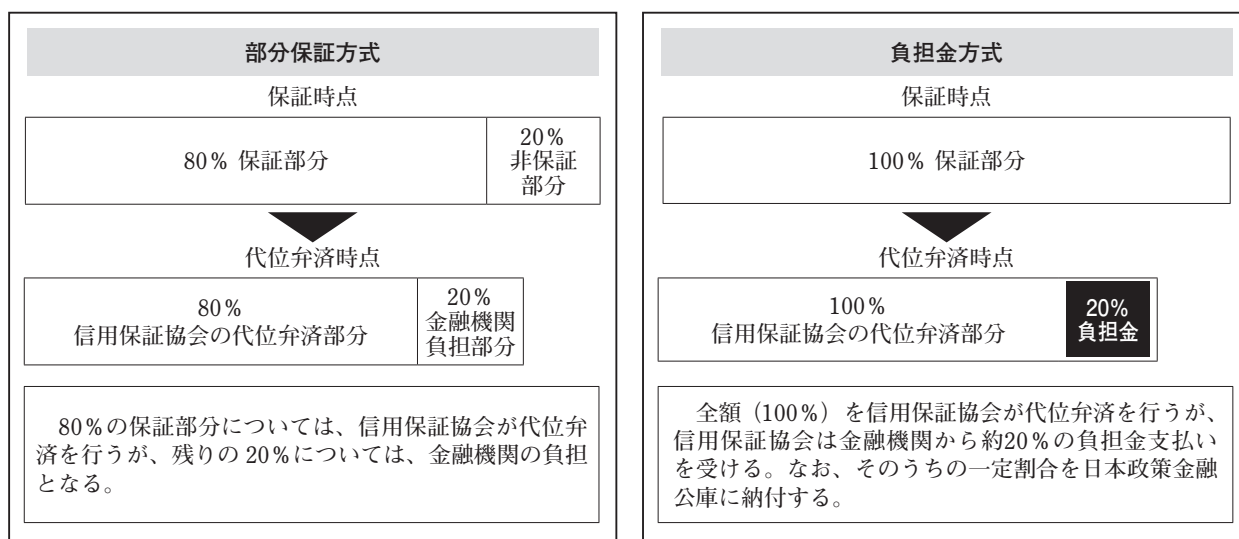
①目的

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適正に責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適正な支援を行うことを目的としている。

②具体的な方法

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、そのいずれかの方式を各金融機関が選択することとなっている。

部分保証方式は、個別貸付金の80%（一部の保証を除く）を信用保証協会が保証し、負担金方式は、保証時点では100%保証であるが、代位弁済状況に応じて、金融機関は信用保証協会に負担金を支払うことにより、部分保証と同等の負担を負うこととなっている。



(7) CRD協会とは

CRD（Credit Risk Database）は、中小企業・小規模事業者の経営データ（財務・非財務データおよびデフォルト情報）を集積する機関として、全国の信用保証協会を中心に任意団体CRD運営協議会として2001年（平成13年）3月にスタートした。

設立の趣旨は、データから中小企業・小規模事業者の経営状況を判断することを通じて、中小企業金融に係る信用リスクの測定を行うことにより、中小企業金融の円滑化や業務の効率化を実現することを目指したものである。

その後、会員、蓄積データも増え、中小企業・小規模事業者の経営関連データを集積する金融インフラとしての地歩が固まり、2005年（平成17年）4月、有限責任中間法人として法人格を取得した。さらに、2009年（平成21年）6月、名称を「一般社団法人CRD協会」と変更している。

会 員 構 成（2026年4月1日現在）	
信用保証協会	51
政府系金融機関	4
民間金融機関	98
格付機関等	18
合計	171

5. 信用保証協会の概要

(1) 機構

①組織図（例）

この図は、一般的な信用保証協会の組織である。当然のことながら、規模が大きくなるにつれて、組織はより細分化されるが、基本的な構造は変わらない。



②本支所（店）数

（単位：所（店））

区分	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
本支所（店）	185	183	183	183	180

③役職員数

（単位：人）

区分		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
合計		6,066	6,018	6,049	6,111	6,174
常勤役員		246	247	248	244	246
職員	男性	4,100	4,044	4,046	4,053	4,075
	女性	1,720	1,727	1,755	1,814	1,853

(2) 資金

①基本財産

信用保証協会の基本財産は、株式会社の資本金に相当するものといえる。

基本財産は、信用保証協会の信用の基礎となるもので、基金と基金準備金（毎年の収支差額のうち、基金準備金に繰り入れた金額の累計）から構成されている。基金は、地方公共団体、金融機関、業者団体からの信用保証協会に対する拠出金である「出えん金」と金融機関等から拠出される「金融機関等負担金」（税法上の損金算入が認められている）に分けられている。

(2026年3月31日現在)

基本財産	2兆3,313億円
基金	5,188億円
基金準備金	1兆8,125億円

出えん金＋負担金（各累計）	8,088億円
地方公共団体	6,005億円
金融機関	2,075億円
業者団体	8億円

②保証債務の最高限度

信用保証協会の保証債務額の最高限度は、信用保証協会ごとにその定款において基本財産の一定の倍率以内と定められている。これを基本財産倍率という。

基本財産倍率は、各信用保証協会の規模や財政事情等により若干異なっているが、各信用保証協会が対外的な信用を維持し健全な経営を行う観点から、国の指針において、当分の間、原則として60倍が最高限度とされている。

③借入金

信用保証協会の資金は、基本財産の他、地方公共団体等からの借入金がある。この借入金は、金融機関に預託する等定められた方法で管理され、保証付融資の促進に役立てられている。

6. 信用補完制度に対する財政支援

信用保証協会の運営は、主として信用保証料と信用保証協会資産の運用益によって賄われているが、信用保証協会の経営基盤の強化のため、国および地方公共団体からも財政支援を受けている。

中小企業基本法第25条には「国は中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、（中略）信用補完事業の充実（中略）その他必要な施策を講ずるものとする。」と定められている。

国の信用補完制度に対する財政支援には、主に次のような措置がある。

(1) 経営安定関連保証等対策費補助金

国が指定する特定の資金需要に対して行う保証に係る代位弁済の非保険部分に対して、全国信用保証協会連合会が一定の出えん、および新型コロナ関連保証等に関する信用保証料補助を行うための基金として国が交付する補助金。

(2) 中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金

中小企業・小規模事業者などの経営改善を促進するよう、信用保証協会において、地域金融機関と連携した保証先中小企業者等に対する経営支援・創業支援等の取り組みを一層強化するための補助金。

(3) 日本政策金融公庫出資金（信用保険向け政府出資金）

日本政策金融公庫の信用保険事業の財務基盤強化のために国が日本政策金融公庫に出資する資金。

(4) 信用保証協会等基金補助金

中小企業・小規模事業者に対する資金供給を図るため、信用保証協会の経営基盤を強化することを目的として、国が信用保証協会等に交付する補助金（なお、同基金補助金は、2016年（平成28年）以降交付されていない）。

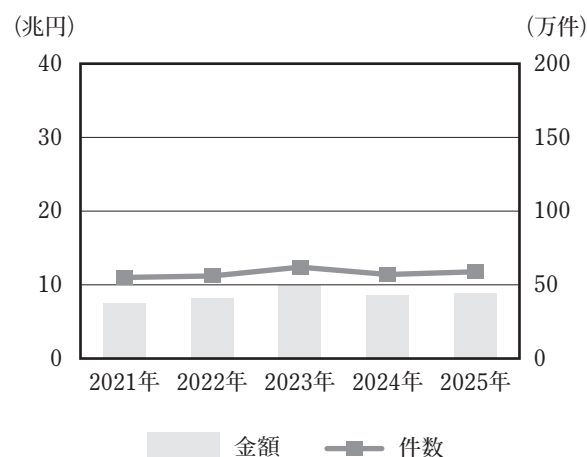
(5) 融資基金

信用保証協会の中小企業・小規模事業者に対する保証の増大を図るため、国が日本政策金融公庫を通じて信用保証協会に対して低利で貸し付ける資金（なお、融資基金貸付は、2008年（平成20年）以降行われていない）。

7. 事業概況

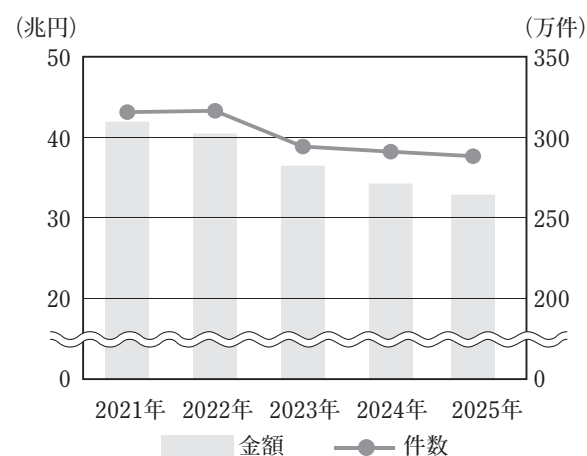
○保証承諾 58万件、8兆8,552億円
(単位：件、百万円、%)

年度	件数	金額	前年度比
2021	547,134	7,721,985	22.0
2022	559,867	8,212,285	106.3
2023	619,782	9,998,343	121.7
2024	574,573	8,620,373	86.2
2025	584,578	8,855,151	102.7



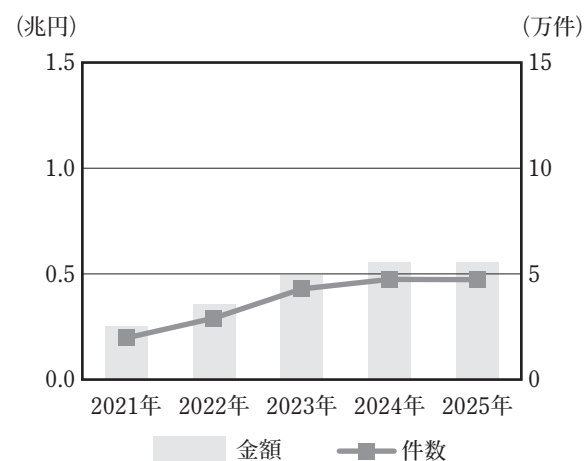
○保証債務残高 288万件、32兆9,005億円
(単位：件、百万円、%)

年度	件数	金額	前年度比
2021	3,155,786	41,881,733	99.8
2022	3,164,036	40,420,202	96.5
2023	2,943,038	36,459,694	90.2
2024	2,911,237	34,267,044	94.0
2025	2,883,254	32,900,501	96.0



○代位弁済 4万8千件、5,491億円
(単位：件、百万円、%)

年度	件数	金額	前年度比
2021	20,816	242,551	99.8
2022	30,148	350,955	144.7
2023	43,830	494,647	140.9
2024	48,303	549,770	111.1
2025	48,176	549,104	99.9



8. 全国信用保証協会連合会の概要

(1) 目的および事業

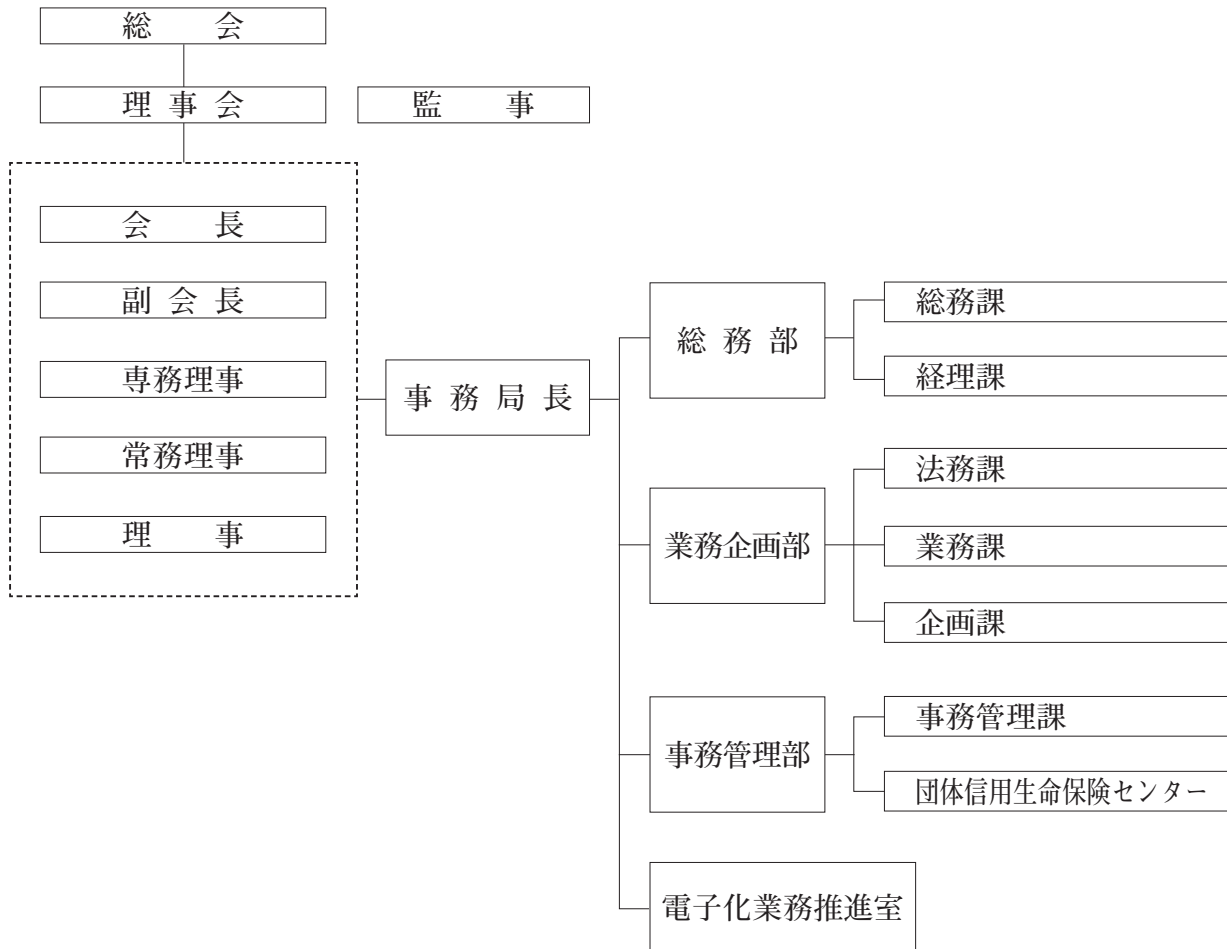
全国信用保証協会連合会は、信用保証協会の健全な発展を図り、もって中小企業者等に対する金融の円滑化に資することを目的として、次の事業等を行っている。また、2008年（平成20年）11月、信用保証協会法に基づき保証業務支援機関の指定を受けている。

- ①信用保証業務改善のため調査研究を行うこと。
- ②中小企業金融に関する調査研究を行うこと。
- ③中小企業者等の債務保証を行う信用保証協会に対し、財務基盤強化のための貸付、出えん、および信用保証料補助を行うとともに、その適切な管理を行うこと。
- ④責任共有制度に基づき、信用保証協会に対して金融機関が支払うべき負担金の計算および受け払いを行うこと。
- ⑤保証業務支援機関に関する業務を行うこと。
- ⑥信用補完制度の円滑な運営の実施のため、信用保証協会、日本政策金融公庫および金融機関その他の関係機関との連絡調整並びに信用保証協会に対する指導助言を行うこと。
- ⑦関係官庁その他に対する建議、答申を行うこと。
- ⑧金融、経済諸団体との連絡協調を図ること。
- ⑨その他本連合会の目的を達成するため必要な事業。

(2) 組織

全国信用保証協会連合会の組織としては、総会、理事会および理事会を補佐する機関として各種委員会を置いている。

事務局は、総務部、業務企画部、事務管理部、電子化業務推進室の各部をもって組織されている。



(3) 国際関係業務

わが国の信用保証制度研究等のため諸外国や海外機関からの要請や視察・研修団の受入依頼、さらには中小企業関連国際会議等への招請について、関係機関や保証協会と緊密な連携のもと、円滑な対応を行っている。

○第37回ACSIC会議に出席

(主催機関：台湾中小企業信用保証基金【TSMEG】 開催地：台湾・台北)



2026年3月末時点のACSICの加盟機関は、日本を含め12カ国1地域19機関で構成されており、毎年1回会議を開催している。

(2026年4月以降のACSICの加盟機関は、日本を含め13カ国1地域20機関)

9. 資料

(1) 信用保証実績

(単位：件、百万円)

年度 \ 項目	保証承諾		保証債務残高		代位弁済（元利合計）	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2016年(平成28年度)	663,183	8,534,785	2,623,498	23,873,792	40,439	397,896
2017年(平成29年度)	632,930	8,051,386	2,473,377	22,215,070	35,984	351,690
2018年(平成30年度)	633,614	8,072,811	2,332,923	21,080,871	36,036	345,948
2019年(令和元年度)	671,583	8,938,970	2,241,042	20,805,320	35,337	338,636
2020年(令和2年度)	1,946,610	35,123,414	3,116,098	41,981,685	23,213	242,955
2021年(令和3年度)	547,134	7,721,985	3,155,786	41,881,733	20,816	242,551
2022年(令和4年度)	559,867	8,212,285	3,164,036	40,420,202	30,148	350,955
2023年(令和5年度)	619,782	9,998,343	2,943,038	36,459,694	43,830	494,647
2024年(令和6年度)	574,573	8,620,373	2,911,237	34,267,044	48,303	549,770
2025年(令和7年度)	584,578	8,855,151	2,883,254	32,900,501	48,176	549,104

(2) 信用保証協会利用度

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
中小企業者数	3,578,176	3,578,176	3,364,891	3,364,891	3,364,891
保証利用企業者数	1,583,496	1,585,347	1,497,916	1,483,272	1,451,101
利用度	44.3%	44.3%	44.5%	44.1%	43.1%

※中小企業者数：中小企業白書付属統計資料より

(3) 基本財産の推移

(単位：百万円)

区分	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
基本財産	2,023,655	2,104,996	2,190,297	2,265,322	2,331,339
基金	518,206	518,319	518,460	518,703	518,822
基金準備金	1,505,448	1,586,677	1,671,837	1,746,619	1,812,517

(単位：百万円)

区分	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
出えん金＋負担金（累計）	808,206	808,319	808,460	808,703	808,822
地方公共団体	600,476	600,476	600,476	600,476	600,476
(都道府県)	514,577	514,577	514,577	514,577	514,577
(市町村)	85,900	85,900	85,900	85,900	85,900
金融機関	206,905	207,018	207,159	207,402	207,521
業者団体	825	825	825	825	825

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳の額は必ずしも一致しない。

(4) 信用補完制度に係る国からの財政支援

(単位：億円)

年度 \ 項目	基金 補助金	経営安定関連保証等 対策費補助金	信用保険向け政府出資金 (旧 保険準備基金)	融資 基金	経営支援強化 促進補助金	中小・小規模事業者 信用保証料負担 軽減補助金
2016年(平成28年)	—	92	851	—	12	
2017年(平成29年)	—	40	540	—	13	
2018年(平成30年)	—	145	1,004	—	13	
2019年(令和元年)	—	79	639	—	11	
2020年(令和2年)	—	12,510.9	37,330	—	11	13,908
2021年(令和3年)	—	60.8	466	—	11	—
2022年(令和4年)	—	1,888.8	570	—	15	—
2023年(令和5年)	—	90.8	467	—	15	—
2024年(令和6年)	—	—	466	—	14	—
2025年(令和7年)	—	178	461	—	13	—

(注) 補正予算を含む

全国の信用保証協会のご案内

協 会 名	郵便番号	住 所	電 話
北海道信用保証協会	060-8670	北海道札幌市中央区大通西14-1	011-241-2231
青森県信用保証協会	030-8541	青森県青森市新町2-4-1	017-723-1351
岩手県信用保証協会	020-0062	岩手県盛岡市長田町6-2	019-654-1500
宮城県信用保証協会	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町2-16-12	022-225-6491
秋田県信用保証協会	010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-47	018-863-9011
山形県信用保証協会	990-8580	山形県山形市城南町1-1-1	023-647-2245
福島県信用保証協会	960-8053	福島県福島市三河南町1-20	024-526-2331
新潟県信用保証協会	951-8640	新潟県新潟市中央区古町通7番町1010	025-210-5131
茨城県信用保証協会	310-0801	茨城県水戸市桜川2-2-35	029-224-7811
栃木県信用保証協会	320-8618	栃木県宇都宮市中央3-1-4	028-635-2121
群馬県信用保証協会	371-0026	群馬県前橋市大手町3-3-1	027-231-8816
埼玉県信用保証協会	330-9608	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5	048-647-4711
千葉県信用保証協会	260-8501	千葉県千葉市中央区中央4-17-8	043-221-8181
東京信用保証協会	104-0061	東京都中央区銀座6-17-1	03-6264-1695
神奈川県信用保証協会	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町209	045-681-7172
横浜市信用保証協会	231-8505	神奈川県横浜市中区山下町22	045-662-6622
川崎市信用保証協会	210-0024	神奈川県川崎市川崎区日進町1-66	044-211-0503
山梨県信用保証協会	400-0035	山梨県甲府市飯田2-2-1	055-235-9700
長野県信用保証協会	380-0838	長野県長野市南長野県町597-5	026-234-7288
静岡県信用保証協会	420-8710	静岡県静岡市葵区追手町5-4	054-252-2120
愛知県信用保証協会	453-8558	愛知県名古屋市中村区椿町7-9	052-454-0500
名古屋市信用保証協会	460-0008	愛知県名古屋市中区栄2-12-31	052-201-3041
岐阜県信用保証協会	500-8503	岐阜県岐阜市藪田南5-14-53	058-276-8123
岐阜市信用保証協会	500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6-31	058-265-4611
三重県信用保証協会	514-0003	三重県津市桜橋3-399	059-229-6021
富山県信用保証協会	930-8565	富山県富山市総曲輪2-1-3	076-423-3171
石川県信用保証協会	920-0918	石川県金沢市尾山町9-25	076-222-1511
福井県信用保証協会	918-8004	福井県福井市西木田2-8-1	0776-33-1800
滋賀県信用保証協会	520-0806	滋賀県大津市打出浜2-1	077-511-1300
京都信用保証協会	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78	075-354-1011
大阪信用保証協会	530-8214	大阪府大阪市北区梅田3-3-20	06-6131-7567
兵庫県信用保証協会	651-0195	兵庫県神戸市中央区浪花町62-1	078-393-3900
奈良県信用保証協会	630-8668	奈良県奈良市法蓮町163-2	0742-33-0551
和歌山県信用保証協会	640-8158	和歌山県和歌山市十二番丁39	073-423-2255
鳥取県信用保証協会	680-0031	鳥取県鳥取市本町3-201	0857-26-6631
島根県信用保証協会	690-8503	島根県松江市殿町105番地	0852-21-0561
岡山県信用保証協会	700-8732	岡山県岡山市北区野田2-12-23	086-243-1121
広島県信用保証協会	730-8691	広島県広島市中区上幟町3-27	082-228-5500
山口県信用保証協会	753-8654	山口県山口市中央4-5-16	083-921-3090
香川県信用保証協会	760-8661	香川県高松市福岡町2-2-2-101	087-851-0061
徳島県信用保証協会	770-0865	徳島県徳島市南末広町5-8-8	088-622-0217
高知県信用保証協会	780-0901	高知県高知市上町3-13-14	088-823-3261
愛媛県信用保証協会	790-8651	愛媛県松山市千舟町3-3-8	089-931-2111
福岡県信用保証協会	812-8555	福岡県福岡市博多区博多駅南2-2-1	092-415-2600
佐賀県信用保証協会	840-8689	佐賀県佐賀市白山2-1-12	0952-24-4341
長崎県信用保証協会	850-8547	長崎県長崎市桜町4-1	095-822-9171
熊本県信用保証協会	860-8551	熊本県熊本市中央区南熊本4-1-1	096-375-2000
大分県信用保証協会	870-0026	大分県大分市金池町3-1-64	097-532-8336
宮崎県信用保証協会	880-0804	宮崎県宮崎市宮田町2-23	0985-24-8251
鹿児島県信用保証協会	892-0846	鹿児島県鹿児島市加治屋町14-3	099-223-0273
沖縄県信用保証協会	900-0016	沖縄県那覇市前島3-1-20	098-863-5302
(一社) 全国信用保証協会連合会	101-8534	東京都千代田区神田司町2-1	03-6823-1200

一般社団法人 全国信用保証協会連合会

〒101-8534 東京都千代田区神田司町二丁目1番地

電話：03-6823-1200 FAX：03-3518-0390